

2019 年 9 月 26 日

消防庁 浮き屋根の安全対策に関するワーキンググループ

ポンツーン内、浮屋根上への油漏洩時の対応（石油連盟案）ポンツーン内、浮屋根上への油漏洩確認漏洩量等により応急措置の有効性/安全性判断(開放要否判断)

- ① 応急措置作業の安全性を判断
 - ✓ ポンツーン内に喫水線を超える危険物漏洩が見られた場合、原則として停止し開放する。
 - ✓ ポンツーン内、浮屋根上作業をする場合、応急措置部を拭き取り、漏洩油が微量な状態で応急措置を実施する。引火点が低い危険物（一石、二石）を貯蔵しているタンクにおいては特に注意する。
- ② 漏洩量および進展性により応急措置の有効性を判断
 - ✓ ポンツーン内の漏洩油を除去し、その後の漏洩量から技術的に応急措置可否を事業者が判断し、割れの場合には割れの状況から進展性有無を事業者が判断し、所轄消防と協議する。

**停止
開放**応急措置検討

- ① 応急措置工法/材料の選定
 - ✓ 浮屋根変形への追従性を考慮する。
 - ✓ 貯蔵油への耐膨潤性を考慮する。
- ② 施工実績と注意点
 - ✓ 応急措置時、油分が残った状態で外層材を塗布すると、硬化せずに柔らかく膨らんだ状態になるため、十分に油分を除去した上で施工する。施工実績多数有（消防庁アンケート結果）
- ③ 作業計画届出書の提出
 - ✓ 応急措置検討結果（応急措置工法/材料、応急措置後の対応）を作業計画届出書として提出する。
 - ✓ 応急措置を実施した箇所に対する点検体制等について、事業所は所轄消防と協議の上、計画書を作成し所轄消防に提出すること。その際以下の事項を盛り込むこと。
 - 応急措置箇所に対する点検要領(例：作業員が目視で直近から観察)
 - 点検頻度(例：1 週間は毎日、以降週 1 回)
 - 応急措置の交換頻度(例：～ヶ月に 1 回)
 - 漏洩が再発した際の対処方法(例：即所轄消防に連絡し～等)
 - 次回開放予定日
 - その他所轄消防が必要と認める事項

応急措置後の対応応急措置実施

以上